

【新聞などで報道されたニュースへのひとことコメント特集】

今年4月、鹿児島県の男性が車いすで外出中に、猟犬に襲われて死亡した事故で、鹿屋区検は業務上過失致死と狂犬病予防法違反の罪で、飼い主の男性を略式起訴し、鹿屋簡裁は即日、求刑通り罰金50万円の略式命令を出した。(時事通信・読売新聞)

狂犬病予防法の登録違反や逸走の届け出違反、予防注射違反などの飼い主に対する管轄行政からの指導や監督施策は、人間に重大な被害を及ぼす事態にならない限りなされることは極めて少ない。

絶滅が心配されている国の天然記念物ツシマヤマネコへのネコ感染症を防ぐための診療所が7月25日に、同21日には特別天然記念物のイリオモテヤマネコを猫エイズから守るための猫診療所がそれぞれオープンした。九州・沖縄八県の獣医師でつくる九獣連ヤマネコ保護協議会などが、猫との接触でヤマネコにネコ免疫不全ウイルス(FIV)やネコ白血病ウイルスなどが感染しないよう、飼い猫や野良猫の避妊・去勢手術などを今後の2カ年計画で施す。(長崎新聞・琉球新報)

約30数種にも及ぶねこ感染症は、主に純血種ねこの繁殖施設(キャッテリー)などが古くからの臨床事例の発見場所とされている。ねこを愛玩使役用動物とする人工的な繁殖の流行には学術的、専門的な検証が求められ始めている。

長崎県生活衛生課によると、県が引き取ったり捕獲するなどして「致死処分」された犬とねこは昨年度で21113頭。昨年10月に始まった県の「里親登録制度」で今年3月末までに新しい飼養希望者に引き取られた犬とねこは10件。(長崎新聞)

飼い主の終生飼養や繁殖制限などの責務と、遺棄の罰則はまだまだ定着していない。新しい飼養希望のお問合せは県内の保健所か市町村役場にて。また、長崎県に限らず各都道府県などには、引き取った犬やねこの飼養の継続や新しい飼養希望者の発見に努めることが昭和50年にさかのぼって国から通知されているが、飼養の継続の機会を得る犬やねこは極めて少ない。各都道府県などの動管センターなどでも常時譲渡の仲介を行っているが、問い合わせ先などの広報はいき渡っていない。

ネコの脳疾患で狂牛病に似た症状を伴う、猫海綿状脳症の感染例が初めて確認されたことをスイス獣医局が明らかにした。同局では「人間に感染する可能性があるのは感染したネコの脳を食べただけなので、ネコを食べないように」呼びかけた。(ロイター)

使役動物の保護や管理に係わる研究や考察は、移入動物や希少動物のほか、野生動物と自然環境問題などを総括しながら、ペットは単なる愛玩動物ではないと国からもコメントされた流行愛護動物問題などとも併せて検証されなければならないとする傾向が強くなっているが、専門的な研究機構は少ない。

宮崎市はシーガイアグループのフェニックス自然動物園の現従業員の雇用が八月末でいったん打ち切られることから、同市と宮崎銀行の出資で、動物園を管理運営する第三セクター方式の新会社を設立する方針を明らかにし、市施設として運営を始める予定。(西日本新聞)

動物園の近交劣化問題や、動物の適切な飼養や保護及び展示管理などに関する検証や事態への対応は、動物園事業という産業のもとでは見失なわれがちであることから今後注目されている。

ニホンザルの駆除の実態について「地球生物会議」が今年1月、1年間に鳥獣保護法で認められた駆除を実施した506市町村にアンケート調査を実施。農作物被害は換金作物を中心に

計34種類のほか、民家に侵入されるなどの被害に対応するため全国の駆除数は年間計1万161匹。駆除方法は大半の市町村が射殺。その他捕獲した後に衰弱死(2町村)水死(3町村)撲殺(7市町村)。有害鳥獣駆除の方法を定めた国の鳥獣保護事業計画は「捕獲動物を殺す場合は、できる限り苦痛を与えない方法による」と規定し。環境省の「特定鳥獣保護管理計画マニュアル」も「安楽死が原則」としている。同会議代表は、「人間が開発によって森を破壊したためサルは仕方なく人里に下りてきた。殺処分する場合も残酷な方法は避けるのが当然。対症療法の殺処分ばかりでは根本的な解決にはならない。サルの生息地の保全にもっと予算を投入すべきだ」と話している。(読売新聞)

人が犯す自然環境への侵害に起因しているにもかかわらず、人の権利を犯すとされた動物の殺処分駆除は、命を尊ぶ者には馴染まない。生きる意義について動物たちが自らも死を望む際にはなるべく苦痛の伴わない死にかたも開発されるだろうが、動物と人間では議論も困難であり、確定した結論が持てない事態で致死処分のみを措置とする対症療法の実行には疑問の声が高い。

三重県桑名市内で散歩から帰った犬が急死し、吐しゃ物から殺虫剤が検出されたことが県警科学捜査研究所の分析で判明。同じ殺虫剤入りカプセルが埋め込まれたもち菓子1個が近くで見つかり、桑名署は器物損壊容疑で調査。同市の大規模団地の周辺では5月ごろから飼い犬の変死が続き同署が関連も調べている。(時事通信/毎日新聞/朝日新聞)

改正動物愛護法では給餌給水を怠り衰弱させるなどの、飼い主の責務に起因する衰弱虐待違反と、命あるものとされる愛護動物を殺す傷つけるなどの殺傷違反は罰則が分けられ、殺傷違反には罰金(百万円)のほか懲役(1年)も科せられる大きな犯罪とされているが、事件を扱う警察署内でも動物の法律を学習する機会は未だ少ない。

横浜市内では7月25日の集中豪雨の影響で"迷い犬"の通報が相次いだ。2頭は飼い主の元へ戻ったが、緑署は雷に驚いたペットが逃げ出したとみて飼い主を探し、犬は緑保健所などが抑留。(神奈川新聞)

犬の登録や逸走した際の届出、災害時に備えた飼い犬対策などの指導や普及啓発は遅れている。

ハムスターにかまれて、「アナフィラキシーショック」という激しいアレルギー反応を起こす例が、この1年ほどの間に各地で相次ぐ。脳に損傷を受けた人もおり、重い場合には死亡する恐れがある。このショックは、軽い場合は全身のじんましんや腹痛などだが、重いと呼吸困難、意識不明になる。ハチ刺されや薬で起こることは知られているが、ハムスターによる発症は、ほとんど報告がなかった。(朝日新聞)

「ペットは単なる愛玩動物ではなく、命ある愛護動物として、その本能習性生理を理解し、感染症の知識をもって、一生涯の伴侶とし、適切な飼養に努める」などとされる動物愛護法の普及啓発をすすめる地域行政も出始めた。

AWN会員からこのファックスをお知り合いの皆さまに転送していただく際に、その旨のご連絡は不要です。AWN連絡会にご参加登録がお済みでない市民グループはお知らせください。動物時事問題などに関する身近なニュースなどをお寄せください。このファックスが不要の際や、不適切にお届けされた際には大変お手数ですが下記までこの用紙にチェックの上返信いただくと幸いです。ご連絡/返信先Fax.03-3350-6440 ねこだすけ気付 AWN連絡会デスクワーク推進係
 マスコミヤジャーナリストの皆さまへお願いいたします。アニマルウエルフェア連絡会は、愛護動物活動市民グループの情報連絡ネットワークで、ファックスニュースを随時発行しています。マスコミヤジャーナリストの皆さまにもお届けさせていただきました。不適切に届いた際や、ファックス番号の変更及び不要の際には誠に勝手ですが、下記をご記入のお届けください。

貴団体名

ファックス番号

ファックス
 不要チェック BOX

ファックス番号
 変更チェック BOX